

鳥取県強い農業づくり交付金交付要綱

制定	平成17年4月21日付第200500009095号 鳥取県農林水産部長通知
改正	平成18年4月27日付第200600008558号
改正	平成19年4月23日付第200700005723号
改正	平成20年4月11日付第200800007883号
改正	平成21年7月10日付第200900046020号
改正	平成21年9月8日付第200900088758号
改正	平成22年6月14日付第201000005410号
改正	平成27年3月13日付第201400192204号

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県強い農業づくり交付金（以下「本交付金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本交付金は、農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化等、地域における生産から流通・消費までの対策を総合的に支援することを目的として交付する。

(交付金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付16生産第8260号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき別表の第1欄に掲げる対象事業（以下「対象事業」という。）について、次に掲げる市町村に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。

(1) 対象事業を行う市町村

(2) 別表の第4欄に掲げる者に対し、その者が行う対象事業（以下「間接交付事業」という。）に係る交付対象経費（対象事業に要する同表の第2欄に掲げる経費をいう。以下同じ。）の額に同表の第5欄に定める率を乗じて得た額以上の間接交付金を交付する市町村

2 本交付金の額は、交付対象経費の額（仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に別表の第5欄に定める率（以下「交付率」という。）を乗じて得た額以下とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本交付金の交付申請は、生産振興課長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号とし、その提出部数は正副2部とする。

3 本交付金の交付を受ける市町村（以下「対象市町村」という。）は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む交付対象経費の額に交付率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本交付金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して、知事が、その財源に充当する国の交付金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に20日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

2 本交付金の交付決定通知書は、様式第2号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本交付金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第6条 対象市町村は、第3条第1項第2号に規定する間接交付金（以下単に「間接交付金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接交付事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第11条、第12条(第4項を除く。)、第13条から第15条まで、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接交付事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接交付事業
	様式第2号による	市町村長が定める
	知事	市町村長
	様式第3号による	市町村長が定める
	対象事業	間接交付事業
	様式第4号に定める	市町村長が定める
	様式第5号に定める	
補助金等及び間接県費補助金等	間接交付金	

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する場合以外のすべてに係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 間接交付金の交付を受けない対象事業に係る別表の第6欄に定める変更

(2) 間接交付金の減額

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の交付金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「変更等について中国四国農政局長の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(間接的な変更等の承認)

第9条 対象市町村は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接交付事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第3号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 対象市町村は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

- (1) 間接交付事業に係る別表の第6欄に定める変更
- (2) 間接交付事業の中止及び廃止

(指示等の報告)

第10条 対象市町村は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接交付事業者に対して指示をし、又は間接交付事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(報告及び検査)

第11条 知事は、対象市町村に対し対象事業の遂行状況に関して必要な報告を求め、又は実地検査をすることができるものとする。

(実績報告の時期等)

第12条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合においては、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から15日を経過する日と交付決定を受けた年度(以下「交付決定年度」という。)の翌年度の4月5日のいずれか早い日とする。ただし、本交付金の全額が概算払により交付された場合にあつては、交付決定年度の翌年度の4月20日とする。
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、対象事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月15日とする。
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 対象市町村は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が、交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超えるときは、交付対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 対象市町村は、実績報告書の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第3号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接交付金の支払)

第13条 対象市町村は、間接交付金に係る本交付金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接交付金を、遅滞なく間接交付事業者を支払わなければならない。

(財産の処分制限)

第14条 規則25条第2項ただし書の期間(以下「処分制限期間」という。)は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間)とする。

- 2 規則25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。この場合において、第5条第1項中「財源に充当する国の交付金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「処分について中国四国農政局長の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(間接的な財産処分の承認)

第15条 対象市町村は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 対象市町村は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。

4 対象市町村は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項各号に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(収益納付)

第16条 対象市町村は、交付事業により取得し又は効用の増加した財産の処分により、自ら又は間接交付事業者収入があったときは、当該収入があったことを知った日から5日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事はその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、対象市町村は、これに従わなければならない。

(財産に関する書類の保管)

第17条 対象市町村は、事業により取得した財産について処分制限期間を経過するまでの間、様式第4号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(提出書類の部数等)

第18条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部及び副本1部とし、所轄の地方事務所（東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。）の長を経由して提出しなければならない。

(雑則)

第19条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月21日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成18年4月27日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成19年4月23日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成20年4月11日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成21年7月10日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成21年9月8日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成22年6月14日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成27年3月13日から施行する。

別表（第3条、第7条、第9条、第12条関係）

1 対象事業	2 交付対象経費	3 事業実施主体 (直接交付事業)	4 事業実施主体 (間接交付事業)	5 交付率	6 重要な変更
					事業の内容の変更
1 農業・食品産業強化対策整備交付金 (1) 産地競争力の強化	1 産地収益力の強化に向けた総合的推進に要する経費 〔土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き、環境保全型農業、畜産周辺環境影響低減、畜産生産基盤育成強化、飼料増産、家畜改良増殖、食肉等流通体制整備、国産原材料サプライチェーン構築、青果物広域流通システム構築、農畜産物輸出に向けた体制整備、「強み」のある産地形成に向けた体制整備〕 以下の事業が実施できるものとする。 (1) 耕種作物小規模土地基盤整備 (2) 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 (3) 耕種作物共同利用施設整備 (4) 畜産物共同利用施設整備 なお、(1)～(4)の事業に含まれる取組内容は、実施要綱別表の定めるところによるものとする。	市町村	(1) 農業協同組合 (2) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。） (3) その他実施要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1に掲げる者とする。	1/2、4/10、1/3 なお、それぞれの交付率に該当する取組は、実施要綱別表の定めるところによるものとする。	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更
	2 産地合理化の促進 以下の事業が実施できるものとする。 (1) 穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用 (2) 集出荷貯蔵施設等再編利用 (3) 農産物処理加工施設等再編利用 (4) 食肉等流通体制再編整備 (5) 国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化 (6) 乳業再編等整備 ア 効率的乳業施設整備 イ 集送合理化等推進整備	市町村	(1) 農業協同組合（(6)のイを除く。） (2) 農事組合法人（交付対象経費の欄の(1)から(5)の事業に限る。） (3) その他実施要綱別表1のIの事業実施主体の欄の2に掲げる者とする。	1/2、1/3、1/4、1/5 なお、それぞれの交付率に該当する取組は、実施要綱別表の定めるところによるものとする。	
	3 産地リスクの軽減 以下の事業が実施できるものとする。 (1) 地球温暖化対策（気候変動リスク軽減） ア 耕種作物小規模土地基盤整備 イ 産地管理施設 ウ 農産物被害防止施設 エ 生産技術高度化施設 オ 種子種苗生産関連施設 (2) 地球温暖化対策（土壌劣化リスク軽減） ア 耕種作物小規模土地基盤整備 イ 用土等供給施設 ウ 生産技術高度化施設	市町村	(1) 農業協同組合 (2) 農事組合法人 (3) その他実施要綱別表1のIの事業実施主体の欄の3に掲げる者とする。	1/2、11/20 なお、それぞれの交付率に該当する取組は、実施要綱別表の定めるところによるものとする。	

<p>エ 有機物処理・利用施設 (3)資材高騰等のリスク軽減 ア 耕種作物小規模土地基盤整備 イ 産地管理施設 ウ 生産技術高度化施設 エ 有機物処理・利用施設 オ 油糧作物処理加工施設 カ バイオディーゼル燃料製造供給施設 (4)環境保全（小規模公害防除） (5)環境保全（農業廃棄物の再生処理）</p> <p>なお、(1)～(3)の事業に含まれる取組内容は、 実施要綱別表の定めるところによるものとする。</p>				
<p>4 附帯事務費に要する経費 1、2及び3の事業の実施に関する経費等</p>	市町村		1/2	

様式第1号（第4条、第12条関係）（農業・食品産業強化対策整備交付金の場合）

〇〇年度鳥取県強い農業づくり交付金事業計画（報告）及び収支予算（決算）書

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画（又は実績）

1 農業・食品産業強化対策整備交付金の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

政策目的	事業概要	事業費	負担区分			備考
			交付金	市町村費	その他	
産地競争力の強化		円	円	円	円	
合計	事業費					
	附帯事務費					
	計					

(注) 1 「事業概要」「事業費」「負担区分」の欄は、市町村で概略を記入すること。交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。

2 備考欄には、政策目的ごと、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。

また、事業を行うに当たって、交付金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、「融資該当」と記入の上、別紙様式を作成し、添付すること。

Ⅲ 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A)+(B)+(C)	負 担 区 分			備 考
		交付金 (A)	市 町 費 (B)	その他 (C)	
1 農業・食品産業強化対策整備交付金 ア 事業費 イ 附帯事務費	円	円	円	円	
合 計					

Ⅳ 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

Ⅴ 収支予算（又は精算）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 交 付 金 2 市 町 村 費 3 そ の 他	円	円	円	円	
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 農業・食品産業強化対策整備交付金	円	円	円	円	
合 計					

番 号
年 月 日

様

職氏名

印

〇〇年度鳥取県強い農業づくり交付金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県強い農業づくり交付金（以下「本交付金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当・連絡先）

記

1 補助事業

本交付金の対象事業は、「〇〇〇〇」とし、その内容は、・・・とする。

2 交付決定額等

本交付金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|----------|---|---|
| （1）算定基準額 | 金 | 円 |
| （2）交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本交付金の額の確定は、個々の事業地区及び事業実施主体ごとの交付対象経費の実績額について鳥取県強い農業づくり交付金交付要綱（平成17年4月21日付第200500009095号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）とのいずれか低い額の合計額により行う。

4 補助規程の遵守

本交付金の收受及び使用、交付事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産関係補助金等交付規則（昭和31年4月農林省令第18号）、強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付16生産第8260号農林水産事務次官依命通知）、強い農業づくり交付金実施要領（平成17年4月1日付16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知）、強い農業づくり交付金交付要綱（平成17年4月1日付16生産第8261号農林水産事務次官依命通知）の規定に従わなければならない。

番 号
年 月 日

職氏名 様

職氏名 印
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

〇〇年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

〇〇年〇月〇日付第〇〇号をもって交付決定通知のあつた鳥取県強い農業づくり交付金について、鳥取県強い農業づくり交付金交付要綱第12条の第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の 第15条の交付金の額の確定額 (〇〇年〇月〇日付第〇〇号による額の確定通知額)	金	円
2 交付金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る 消費税等相当額	金	円
4 交付金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 _____

地区名		地区	事業実施年度			平成	年度	交付された交付金名									
政策 目的	事業の内容					工 期		経 費 の 配 分				処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業種目 (メニュー)	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負 担 区 分			耐用 年数	処分制 限年月 日	承 認 年月日	処分の 内 容		
									交付金	うち国費	市 町 村 費						その他
	計																
	計																
	合 計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。